

令和6年7月9日
(2024年)

保育所、認定こども園、特定地域型保育事業 施設長 様

西宮市こども支援局子供支援総括室
保育幼稚園指導課長

保育施設等における子供の所在不明の報告等について（依頼）

平素は本市教育・保育行政にご理解とご協力いただき誠にありがとうございます。

園内外の活動時において、子供のみが取り残された状態で保育士等がその場を離れたり、子供が保育施設等を抜け出したりする事案が本市においても確認されています。各施設におかれましては、厚生労働省事務連絡「保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について（令和4年4月11日）」等に基づいた取組を実施いただいていることと存じます。つきましては、施設における子供の安全性をより一層高めるため、今後下記の事案についても、発生状況及び再発防止策等について御報告をお願いします。

記

1. 新たに報告の対象となる事案（フロー図参照）

保育中の子供が所在不明となった事案で下記に該当する場合

- ① 連れ去り、締め出し、園外での置き去り、子供が自ら施設外に出た場合
- ② 子供の発見場所が園の管理範囲外（※1）の場合
- ③ 子供の発見場所が園の管理範囲内（※2）であっても、体調不良やけがをした状態で発見された場合

上記に該当する場合は時間の長短に関わらず報告の対象とします。

※1「管理範囲外」の例…子供が普段立ち入らない場所（調理室、機械室、倉庫、駐車場、公園外への飛び出しなど）

※2「管理範囲内」の例…子供が普段立ち入る場所（保育室、トイレ、園庭、園外保育中の自由遊びの範囲内など）

2. 報告方法

「所在不明報告様式」を電子メールにて報告先へ提出してください。

※ 第1報は原則事案の発生日（遅くとも翌日）、第2報は原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告をお願いします。

3. 報告先

西宮市 保育幼稚園指導課

電話 0798 - 34 - 8502

e-mail hoishido@nishi.or.jp

4. 留意事項

1. に係る事案が発生した場合には、再発防止等に役立てるため、経過を記録するとともに、施設全体で振り返りを行い、速やかに再発防止策等を講じてください。

5. その他市へ報告が必要な事項

(1) 重大事故

- ・ 死亡事故
- ・ 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
- ・ 治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故

【報告様式】「重大事故報告様式」

【報告先】西宮市保育所事業課 事務チームへ電話及び電子メールにて報告

電話 0798-35-3164

e-mail hoiku@nishi.or.jp

(2) 感染症・食中毒

子供や職員について、以下ア～エにあてはまる何らかの感染症が発生した場合

（「西宮市 保育所における保健衛生ハンドブック（令和4年4月（令和6年3月一部改定）」P.51～P.53 参照）

ア 同一の感染症もしくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に2名以上発生した場合

イ 麻しん、風しんの患者が1名以上発生した場合

ウ 同一の感染症もしくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者数（職員を含む）の半数以上発生した場合

エ 上記ア～ウに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症などの発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

【報告様式】感染症・食中毒「発生状況連絡票」

【報告先】西宮市保育所事業課 保健指導チームへ FAX にて報告

電話 0798-35-3054

FAX 0798-22-9107

(3) 誤食事故

アレルギー疾患を有する子供に対して誤食事故が発生した場合

（「保育所における食物アレルギー・アナフィラキシー対応の手引き（令和5年2月改定版）」P.34、P.50～P.51 参照）

【報告様式】（様式10）食物アレルギーに関する誤食事故報告書

（様式9）経過記録表

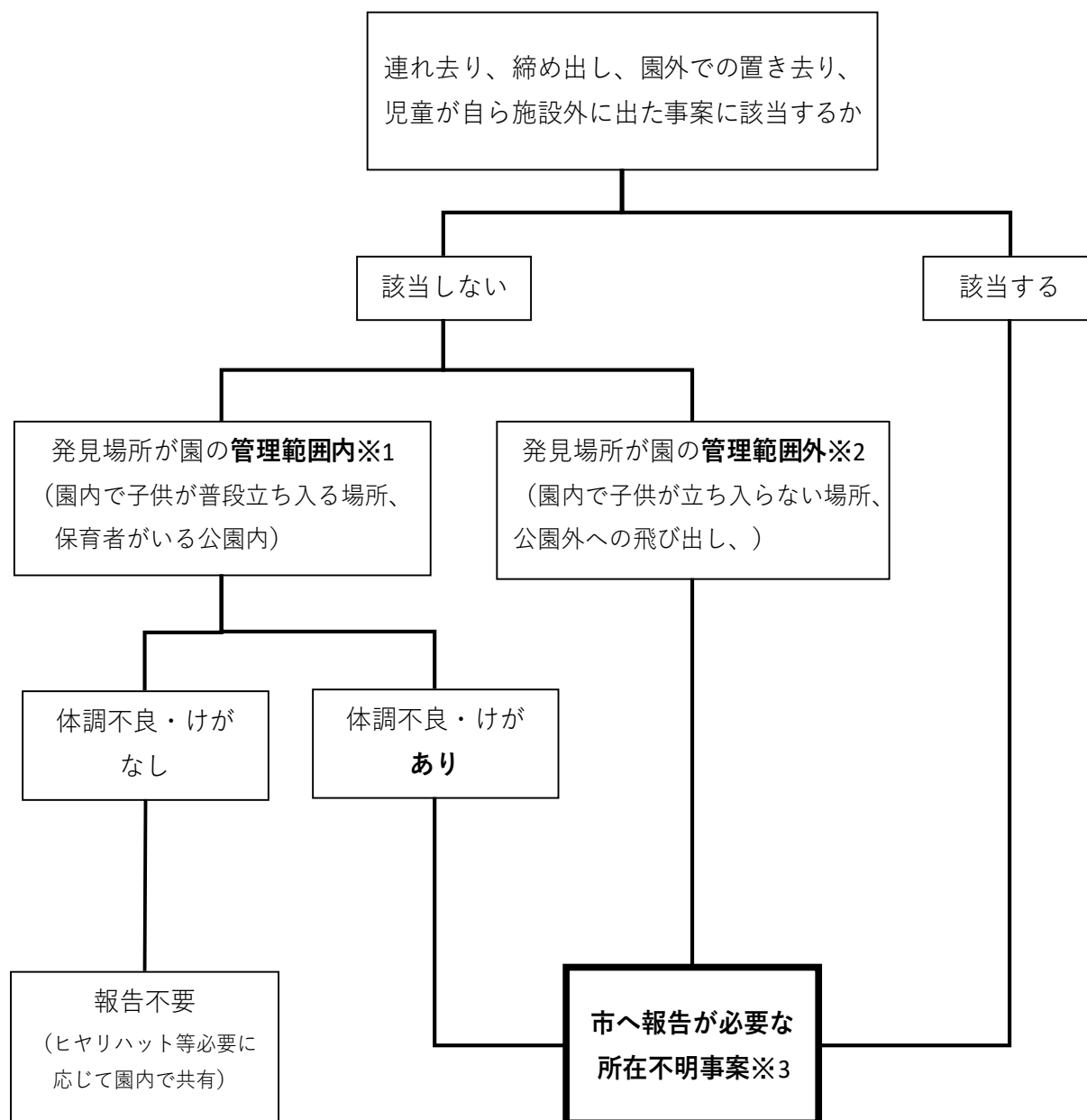
【報告先】西宮市 保育所事業課 保健指導チームへ報告書を提出

電話 0798-35-3054

以 上

市へ報告が必要な所在不明事案フロー図

子供の行方不明事案（子供がいないことに職員が気づき捜索）



※1「管理範囲内」の例…保育室、トイレ、園庭、園外保育中の自由遊びの範囲内など

※2「管理範囲外」の例…調理室、機械室、倉庫、駐車場、飛び出し（園外・公園外）など

※3 以下に該当する場合は「重大事故」として報告すること

- ・死亡事故または治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等